

有効期間満了日 令和12年3月31日  
熊交規第86号  
令和6年2月16日

### 持続可能な交通規制の推進について（通達）

交通規制については、これまで「信号機設置の合理化に向けた更なる取組の推進について（通達）」（令和元年6月12日付け熊交規第396号）及び「きめ細かな駐車規制の実施について（通達）」（平成31年4月15日付け熊交規第282号）（以下「旧通達」という。）により、交通実態に適合した交通規制の推進を図る取組を実施してきたところであり、一定の成果を上げているものの、厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を今後も継続していくためには、

- 実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し
- コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制の見直し・廃止

を強力かつ持続的に推進することが必要不可欠である。

各警察署にあっては、こうした意識を念頭に置き、管内の道路について交通実態を調査・分析し、当該道路における交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施等を強力に推進されたい。

また、「交通規制基準」の改正について（通達）」（令和4年1月18日付け熊交規第46号）に示された「交通規制基準」について、道路標識の省略や設置位置・設置間隔の特例的扱いができる場合を明記するなど所要の改正が行われているため、今後は、本通達による改正後の「交通規制基準」も踏まえた交通規制を実施されたい。

なお、旧通達及び上記「交通規制基準」の改正について（通達）」については本通達をもって廃止する。

### 記

#### 1 交通実態に即した交通規制の実施

交通実態に見合わない交通規制の遵守の徹底を図ることは困難であるところ、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直し・更新をしていく必要がある。

この点、例えば、最高速度規制について、実勢速度と規制速度に大きな乖離が生じており、当該規制速度を維持する必要性が認められない場合には、当該最高速度規制の変更を検討することが必要である。

そこで、現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制については、その種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、その見直し、廃止等の必要な措置を執ること。

なお、交通規制の見直し、廃止等に当たっては、地域住民等に対して交通規制を見直す理由を丁寧に説明し、理解を得るように努める必要があるものの、交通規制の不断の見直しは、地域住民等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念すべきものではない。交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明を尽くした上で、その見直し、廃止等の措置を積極的に検討すること。

## 2 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置

交通安全施設等は、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に迫っていない状況にあり、交通安全施設等の老朽化によって、倒壊等による道路上の危険が生じるおそれがあるほか、視認性の影響によって交通の安全が脅かされる懸念もある。

この点、国、県共に財政状況が厳しい中、既存の交通安全施設等を漫然と全て維持するのではなく、限られた予算等の資源を重要性・必要性に応じて最適な形で配分することが重要である。

例えば、

- 同一内容の道路標識が重複して設置されており、その必要性が低下している場合の当該道路標識の撤去
- 現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた交通規制の見直しや廃止と併せた交通安全施設等の撤去

といった措置を執ることにより、設置の合理化を図ること。

## 3 交通実態の調査・分析

前記1及び2の取組を推進するため、管内の道路について、不断の交通実態の把握に努めること。

## 4 推進体制の確立

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、交通規制担当、交通指導担当等の知見を効果的に集約することが必要であることから、警察署において適切な推進体制を確立すること。

## 5 その他

本通達に係る細目的事項については、別途発出する通知により指示する。